

資 料 提 供	
平成 2 4 年 6 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成 2 4 年 6 月 定例県議会付議案

議案第 1 号 平成 2 4 年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 3 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 4 号 鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の設定について（財政課）

地方自治法施行令の一部改正により、予算の執行状況の調査の対象となり、経営状況を議会に報告しなければならない法人の範囲を条例で拡大することが可能になったことに伴い、県出資法人の運営の透明性を高めるため、当該法人の範囲を定めるものである。

（概 要）

新たに対象となる法人の範囲

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- ② 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

（業務効率推進課）

県出資法人の運営の透明性を高めるため、議会に経営状況を報告する県出資法人等の範囲を拡大することに伴い、給与等の状況を報告する法人の範囲についても拡大する等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

新たに対象となる法人の範囲

- ・ 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

[公布施行]

議案第 6 号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（子ども発達支援課）

鳥取県立総合療育センターにおける障害者自立支援法の規定に基づく生活介護サービスの提供について、使用料を徴収することとし、その額を定めるものである。

[公布施行]

議案第 7 号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

老朽化した高城第 2 団地を廃止することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地等事業の助成の対象及び額を拡充するものである。

（概要）

- ①企業立地事業のうち、製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関するものに対する補助金の額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額を加算する。
- ②企業立地事業のうち、特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるものに対する補助金の額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額を加算する。
- ③補助対象にコンテンツ関連事業を追加する。

[公布施行]

議案第 9号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（警察本部警務課）

暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とするとともに、福島第1原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直すものである。

（概要）

- ①職員が、暴力団等による危害を防止するために保護対象者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。
- ②職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正後
福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
	免震重要棟内	5,000円	3,300円
警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
	屋内	2,000円	1,330円
帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
	屋内	※ 1,000円	1,330円
居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円
	屋内	※ 1,000円	660円
屋内退避指示区域		2,500円	廃止

※は、避難指示区域として支給

[公布施行]

**議案第10号 工事請負契約（県道日野溝口線（Ⅱ期）矢倉トンネル（仮称）工事（交付金改良））
の締結について（道路建設課）**

工 事 名：県道日野溝口線（Ⅱ期）矢倉トンネル（仮称）工事（交付金改良）
 工 事 場 所：日野郡日野町下黒坂から西伯郡伯耆町福岡まで
 契約の相手方：県道日野溝口線（Ⅱ期）矢倉トンネル（仮称）工事（交付金改良）戸田・井中特定建設工事共同企業体
 契 約 金 額：774,900,000円
 工事完成期限：平成26年3月14日

議案第 1 1 号 財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）についての議決の一部変更について
（鳥取力創造課）

特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取に対し、芝広場の土地として県有地の無償貸し付けを行っているところであるが、より多様な活動のための空間を県民に提供し、県有財産の更なる有効活用を図るとともに、特定非営利法人が行うスポーツ振興や子供の健全育成を目的とした活動に対して支援するため、貸付面積を拡大するものである。

（変更の概要）

変 更 前			変 更 後		
種 類	所在地	数 量	種 類	所在地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西二丁目 254 番 ほか 29 筆	23, 205. 46 m ²	土 地	鳥取市湖山町西二丁目 254 番 ほか 68 筆	44, 412. 47 m ²

議案第 1 2 号 財産の取得及び債務の免除について（農地・水保全課）

相 手 方：財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
 目 的：中海干拓農地の実勢価格での売渡しを可能にするるとともに、県が主体的に、生産振興、担い手確保、農地流動化などの施策を総合的に実施し、干拓地の営農の振興を図るため、機構から農地を取得する。
 これに伴い機構に発生する損失の原因は、県及び農家の負担を大きく軽減させることを目的とした県の政策により機構が干拓農地を取得したことにある。これに鑑み、県の機構に対する貸付金の一部について弁済を免除するものである。

取 得 財 産：中海干拓地

所在地	種 類	数 量	取得予定価格
境港市中海干拓地 11 番 ほか 81 筆	土 地	248, 456 m ²	157, 910, 000 円

債務免除する金額：391, 105, 821 円

議案第 1 3 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 19, 750 円を和解の相手方に支払う。

概 要：警察本部交通部運転免許課の職員が、交通違反点数を重複して登録したため、和解の相手方に対し、受講する必要がある初心運転者講習を受講するよう誤って通知したことにより、和解の相手方が損害を被ったものである。

議案第 1 4 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概 要）

- ・京都市及び神戸市の加入に伴う関連条項の改正

議案第15号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について
(農地・水保全課)

湖山池の水を利用しない水稲作を実現するために、県が整備する用水確保対策工事について、地方
 財政法の規定に基づき鳥取市の負担金の額を定めるものである。
 (負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
湖山池周辺農地再生基盤整備事業 貯水施設整備	工事費の100分の30に相当する額

議案第16号 県道の路線の廃止(智頭停車場線)について(道路企画課)

智頭町へ管理移管することとなったため、智頭停車場線(起点:智頭停車場、終点:八頭郡智頭町
 大字智頭)を廃止するものである。

議案第17号 専決処分の承認について

(1) 公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限の認可について(平成24年4月1日専決)
(教育・学術振興課)

公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限を認可するものである。
 (概要)

1 授業料、入学料及び検定料

区 分		単 位	上 限 額
授業料	学部学生及び大学院学生	年額	535,800円
	研究生	月額	29,700円
	科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生	1単位	14,800円
入学料	学部学生及び大学院学生	県内者	1件 188,000円
		県外者	1件 282,000円
	研究生	県内者	1件 56,400円
		県外者	1件 84,600円
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	県内者	1件 18,800円
		県外者	1件 28,200円
検定料	学部学生	1件	17,000円
	大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生	1件	30,000円
	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	1件	9,800円

※県内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者
- 県外者とは、県内者以外の者をいう。

2 手数料

区 分	単 位	上 限 額
証明書交付手数料	1件	420円

報 告 事 項

報告第 1号 平成23年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 8件 繰越額 2,053,938千円

報告第 2号 平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 157件 繰越額 24,402,399千円

報告第 3号 平成23年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 6件 繰越額 128,407千円

報告第 4号 平成23年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 61,969千円

報告第 5号 平成23年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 15,400千円

報告第 6号 平成23年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 2,043千円

報告第 7号 平成23年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 14,745千円

報告第 8号 平成23年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 306,613千円

報告第 9号 平成23年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 20,790千円

報告第10号 平成23年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 7件 繰越額 220,471千円

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成24年3月26日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金額及び督促申立費用等 569,100 円について、平成24年4月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(平成24年3月30日専決) (自治振興課)

児童手当法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成24年4月1日施行]

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月9日専決) (衛生環境研究所)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 45,899 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年1月11日、衛生環境研究所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月11日専決) (県土総務課)

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 19,442 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年11月11日、中部総合事務所の職員が、公務のため車道の左側に停車中の普通貨物自動車に乗車しようとして運転席ドアを開けたところ、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月11日専決) (文化財課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 117,432 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年3月4日、埋蔵文化財センターの職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月15日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 11,146 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年11月19日、和解の相手方が、主要地方道鳥取国府岩美線を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月16日専決) (総務課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 11,655 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年2月3日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車で行中、片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線を走行していた和解の相手方使用の軽貨物自動車が路外に左折しようとしたため同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月16日専決）

(環境立県推進課)

和解の相手方：倉吉市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 2 月 22 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方が設置する移動式粉末消火設備に接触し、同設備を破損させたものである。

(9) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成24年5月22日専決）

(住宅政策課)

相手方：県営住宅末恒第 1 団地ほか 4 団地 入居者 5 名 保証人 3 名 連帯保証人 1 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(10) 鳥取県税条例の一部改正について（平成24年5月23日専決）（税務課）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月23日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 151,463 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 4 月 3 日、県営住宅誠道団地内の住戸棟屋根材が、強風により吹き飛び、和解の相手方が駐車していた軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月23日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人
丙 鳥取市 個人
丁 鳥取市 個人
戊 鳥取市 個人
己 鳥取市 個人
庚 鳥取市 個人
辛 鳥取市 個人
壬 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 380,000 円を甲に、335,948 円を乙に、365,589 円を丙に、224,921 円を丁に、79,265 円を戊に、106,439 円を己に、326,292 円を庚に、70,760 円を辛に、81,020 円を壬にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 24 年 4 月 21 日及び同月 22 日、県営住宅末恒第 1 団地内の住戸棟屋上防水材及び自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車 1 台、小型乗用自動車 3 台、軽乗用自動車 3 台及び軽貨物自動車 2 台と接触し、それぞれの車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月23日専決）（県土総務課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 484,050 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 3 月 12 日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方設置の門柱に衝突し、同門柱を破損させたものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 287,427 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 3 月 21 日、三朝町個人が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を和解の相手方所有の普通乗用自動車で行行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 92,169 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 4 月 3 日、一般国道 181 号に設置している道路照明灯の蓋が、強風により吹き飛び、当該国道に面した駐車場に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月28日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 121,988 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 11 月 5 日、警察本部警務部警察県民課兼鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（警察音楽隊楽器車）を運転中、駐車場に同車両を入れようとした際、同駐車場に駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年5月28日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：兵庫県美方郡新温泉町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 96,390 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 12 月 24 日、警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方を通過していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(18) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について（平成24年5月31日専決）

（農地・水保全課）

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

報告第 1 2 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 62件 変更 2件